

四日市市上下水道局告示第17号

四日市市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成10年四日市市条例第6号）第6条の規定に基づき、平成31年度四日市市公共下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように告示する。

なお、賦課対象区域図を四日市市上下水道局生活排水課に備え置いて、閲覧に供する。

平成31年4月10日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

賦課対象区域

平津町、山分町、千代田町、山城町、札場町、大矢知町、大字茂福、下さざらい町、蒔田二丁目、東垂坂町、南垂坂町、垂坂町、川北二丁目、川北三丁目、大字羽津、阿倉川町、末永町、松本六丁目、ときわ五丁目、川島町、川島新町、尾平町、桜町、智積町、小林町、日永西五丁目、西日野町、川尻町、小古曾二丁目、小古曾三丁目の各一部

（上下水道局管理部生活排水課）